

平成24年4月1日

相模原市発注工事における現場代理人常駐義務緩和措置

1. 背景

本市では、本市公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人は工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けています。(但し請負金額2,500万円未満の単価契約の工事は除く)

しかし、厳しい経済状況を踏まえ、市内建設業者の受注機会の拡大を図るため、さらなる現場代理人の常駐義務の緩和を実施するもの。

○平成21年4月1日 本市発注の請負金額500万円未満の箇所指定工事2件について兼任を認めることとする。

○平成22年4月1日 本市発注の請負金額500万円未満の箇所指定工事1件と本市発注の請負金額2,500万円未満(建築一式工事の場合は5,000万円未満)の単価契約の工事1件の兼任についても新たに認めることとする。

○平成24年4月1日 箇所指定工事について、兼任の対象を請負金額500万円未満としていたものを1,000万円未満に変更する。

2. 兼任可能対象工事

現に契約している工事及び新たに契約する工事が、次の条件を全て満たす場合に兼任を認めます。なお、兼任は1人2件までとします。

- (1) 平成24年4月1日以降の相模原市発注工事を請け負った場合。
- (2) 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が滞在(常駐)し、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
- (3) 現に現場代理人を兼任していないこと。
- (4) 災害復旧工事等の緊急工事などで「現場説明書」や「仕様書」に兼任を認めない旨の表記がなされていないこと。
- (5) 受注者は本市内に本店を有する者であること
- (6) 兼任できる工事は次のいずれかに該当すること。
 - ①本市の請負金額1,000万円未満の箇所指定工事を2件請け負った場合。
 - ②本市の請負金額1,000万円未満の箇所指定の工事1件と本市の請負金額2,500万円未満の単価契約の工事1件を請け負った場合。
 - ③本市の請負金額2,500万円未満の単価契約の工事2件を請け負った場合。

3. 兼任配置の届出手続き

兼任配置をしようとするときは、新たに契約を締結するときに「現場代理人届」に併せて「現場代理人兼任配置届」(別紙様式)を契約課へ2部提出し受理されたものが兼任

対象となります。

なお、平成24年度からは、「現場代理人兼任配置届」に連絡員についても事前に届け出ていただきます。

また、請負金額2,500万円未満の単価契約の工事2件を請け負った場合、これまでは、「現場代理人兼任配置届」の提出不要としていましたが、平成24年4月1日以降は2部提出してください。

4. 留意事項

- (1) 受注者は、兼任配置としたことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、兼任配置とした2工事の現場における安全管理に、より一層配慮してください。
- (2) 受注者は、兼任配置とした2工事において、工期内の履行を徹底してください。
- (3) 2工事兼任の現場代理人は作業期間中、移動中を除き、2工事の現場を同時に不在とすることはできません。また、現場代理人が作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、連絡員が必ず滞在（常駐）してください。
- (4) 本取り扱いにおいて兼任配置とした2工事が、その後の設計変更（増額変更）により条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを適用します。
- (5) 兼任配置とした2工事において、施工管理体制が不十分と判断した場合、市は兼任配置の解除をします。
- (6) 対象工事範囲の拡大に係る現場代理人の兼務は、平成24年4月1日以降に相模原市発注工事の受注者となった場合に限り可能となります。既に契約し異なる現場代理人を置いている2件の工事について、一方の工事の現場代理人を変更して他方の工事の現場代理人を兼務させることはできません。

5. 担当課執行の工事における常駐義務緩和措置

予定価格250万円以下の担当課執行の相模原市発注工事については、現場代理人の兼任件数に制限を設けません。

以 上